

2024年度入学者選抜

「能登半島地震」の罹災に伴う学納金等の対応について

「能登半島地震」により罹災した2024年度受験生の方に対し、激甚災害に伴う学費減免措置を準用することにより、下記のとおり入学検定料免除及び学納金の減免等を実施し、受験生並びにご家族の皆様の一助とすることといたしました。

記

1. 対象者

2024年度受験生のうち、2024(令和6)年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受け、激甚災害による災害救助法適用地域に保証人（学費負担者）が居住している方

2. 被災の状況による減免等

①入学検定料 免除

上記の対象者のうち、大学音楽学部・短期大学部音楽科志願者、大学音楽専攻科志願者、大学院音楽研究科志願者

（入学検定料については一旦納入していただき、免除が決定した後に返還いたします）

②授 業 料 減免

上記の対象者のうち、大学音楽学部・短期大学部音楽科合格者、大学音楽専攻科合格者、大学院音楽研究科合格者

■住居の被災

被災状況	該当	減免措置
罹災証明による居宅の全壊	合格者	授業料の全額または3/4相当額減免
罹災証明による居宅の半壊	合格者	授業料の1/2相当額減免
罹災証明による居宅の一部損壊	合格者	授業料の1/4相当額減免

■学費負担者の被災

被災状況	該当	授業料減免措置
死亡・行方不明	合格者	授業料の全額または3/4相当額減免
重症	合格者	授業料の1/2または1/4相当額減免

※ 原則、2024年度のみ適用

3. 提出書類

①激甚災害に伴う学納金等減免申請書（書式指定）

②市町村等の公的機関の発行する罹災証明書（コピー可）

③学生または志願者の居住地であることを証明できる住民票等

（罹災証明書に居住地であることが記載されている場合は不要。また、高等学校等の発行する調査書に居住地の記載の有る場合は不要）

④学費負担者の罹災（死亡・行方不明・怪我等）を証明できる証明書

→学費負担者の罹災の場合は、志願者との関係を証明できる書類

⑤居住の被災の場合は、罹災した状況がわかる写真

以 上